

県民・企業の皆様

フードバンク活動について知ろう！協力しよう！

ぐんまフードバンク ガイドブック



~「もったいない」を
「ありがとう」に~

2022年3月
群馬県

目次

1	フードバンク活動とは	2P
2	フードバンク活動に期待される役割	3P
3	県内フードバンク活動団体の紹介	4P
	①フードバンクまえばし	5P
	②中央ライフ・サポートセンター	6P
	③フードバンクM・高崎	7P
	④フードバンク桐生	8P
	⑤フードバンクおおた	9P
	⑥フードバンクぬまた	10P
	⑦フードバンク北関東	11P
	⑧フードバンクしづかわ	12P
	⑨フードバンクふじおか	13P
	⑩フードバンクゆかり	14P
	⑪ふ〜どばんく annaka	15P
	⑫フードバンクたまむら	16P
4	フードバンクに食品を寄附したい方	17P
5	フードバンクから食品支援を受けたい方	17P
6	フードドライブとは	18P

○本冊子の作成目的

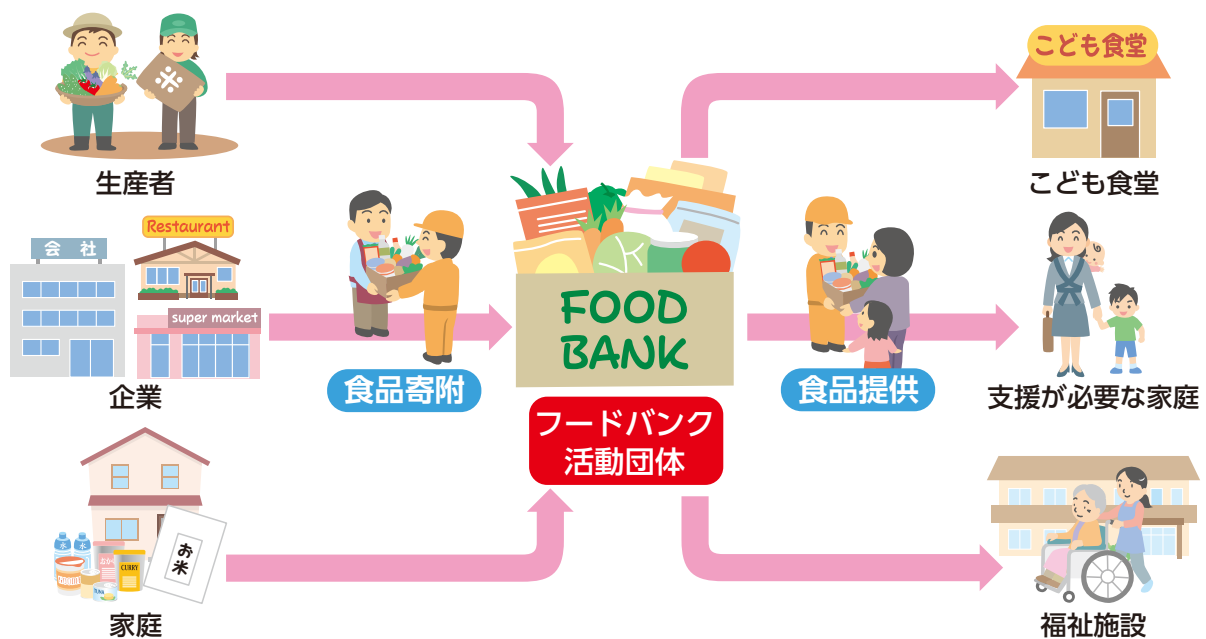
「ぐんまフードバンクガイドブック」は、フードバンク活動に対する県民の皆さま及び食品関連事業者の方々の理解促進と食品寄附等の支援の拡大を図ることを目的に作成しています。

1 フードバンク活動とは

フードバンク活動は、安全に食べられるにもかかわらず、販売されない食品を企業などから寄附してもらい、食品を必要としている人や施設、団体等に無償提供する活動です。

フードバンク活動を通じて、未利用食品を有効活用することは、食品ロスの削減や社会福祉の向上につながります。このため、フードバンク活動が果たす役割は、ますます重要となっています。

寄附食品が支援が必要な人に届くまでの流れ



2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

群馬県では、2019年12月に「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言し、宣言5「食品ロスゼロ」の実現に向けて、企業や家庭で余った食品を無駄にせず、食品を必要としている人に届けるフードバンク活動を支援しています。



写真：山本知事と小泉環境大臣（当時）
（2019年12月25日）

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

- 宣言1 自然災害による死者 「ゼロ」
- 宣言2 温室効果ガス排出量 「ゼロ」
- 宣言3 災害時の停電 「ゼロ」
- 宣言4 プラスチックごみ 「ゼロ」
- 宣言5 食品ロス 「ゼロ」

2 フードバンク活動に期待される役割

食品ロスの削減

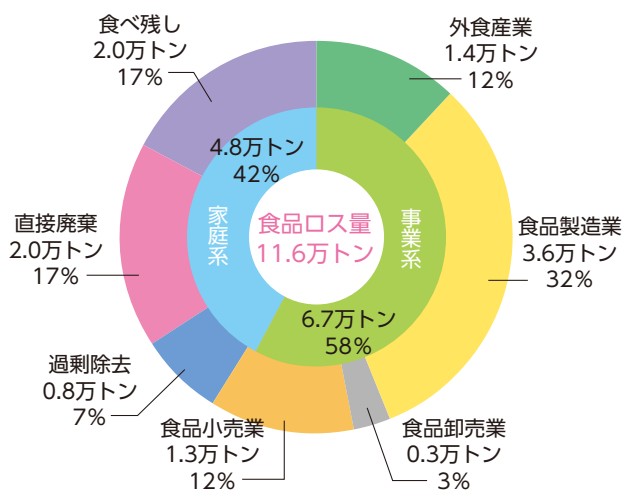
「食品ロス」とは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品です。

令和元年度(2019年度)の国の推計によると、日本では、約570万トンの食品ロスが発生しています。これは、国民1人当たり年間約45kgもの食品を廃棄していることとなります。

群馬県において、令和元年度の推計では、約11.6万トンの食品ロスが発生しており、県民1人当たり年間約60kgの食品を廃棄しています。これは、全国平均よりも多い計算となります。

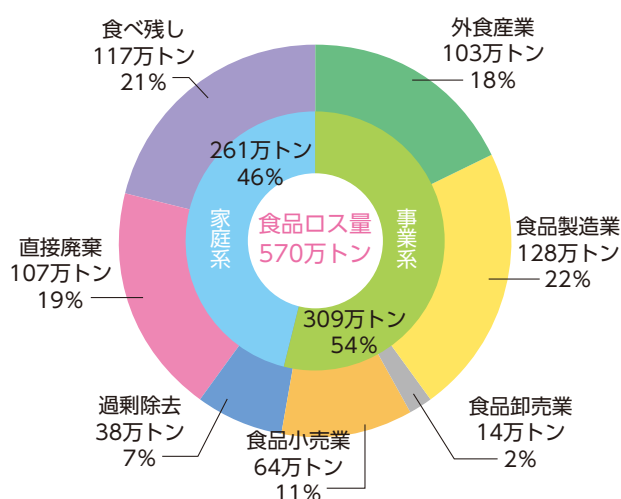
食品ロスの削減に向けて、企業や家庭等から発生する未利用食品の有効利用を促進するフードバンク活動への期待が高まっています。

群馬県の食品ロスの発生量(令和元年度)



県民1人当たりの食品ロス量▶1日約164g、年間約60kg

全国の食品ロスの発生量(令和元年度)



国民1人当たりの食品ロス量▶1日約124g、年間約45kg

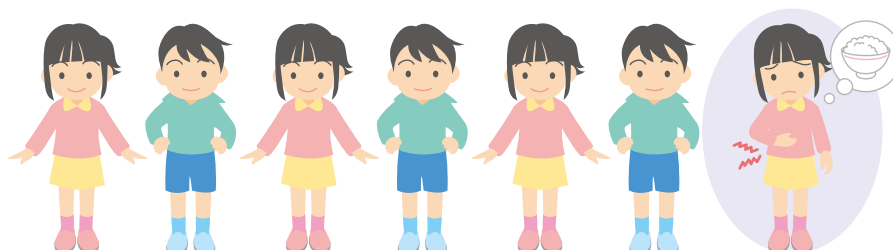
※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

社会福祉の向上

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、収入の減少による生活困窮者の増加や社会的な孤独・孤立の問題が深刻化しています。

また、わが国の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。

こうした中で、フードバンクを通じた食品支援の必要性が高まっています。

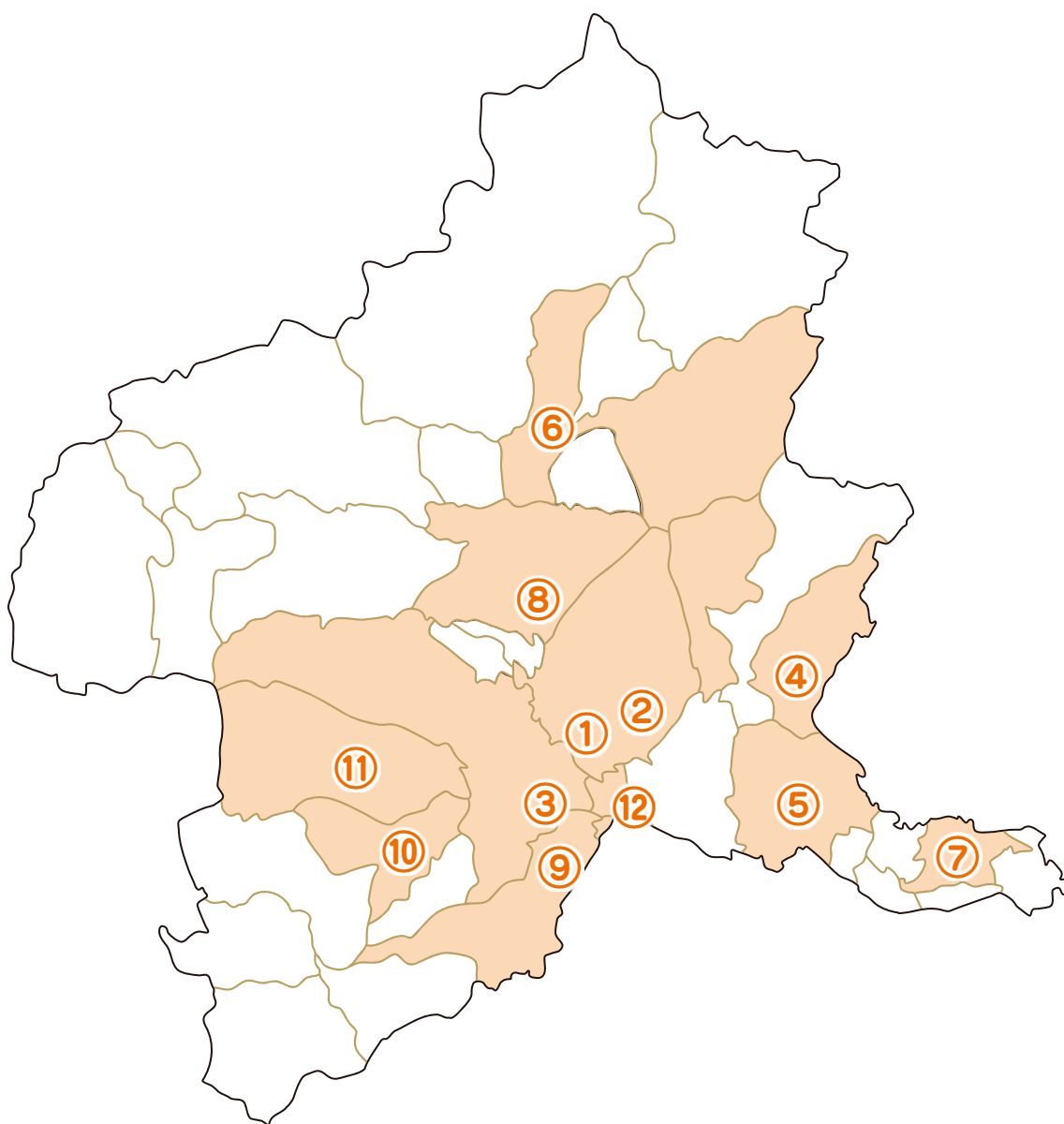


3 県内フードバンク活動団体の紹介

現在、県が把握しているフードバンク活動団体12団体を紹介します。

(2022年1月末時点)

No.	団体名称	所在地	No.	団体名称	所在地
①	フードバンクまえばし	前橋市	⑦	フードバンク北関東	館林市
②	中央ライフ・サポートセンター	前橋市	⑧	フードバンクしづかわ	渋川市
③	フードバンクM・高崎	高崎市	⑨	フードバンクふじおか	藤岡市
④	フードバンク桐生	桐生市	⑩	フードバンクゆかり	富岡市
⑤	フードバンクおおた	太田市	⑪	ふ〜どばんく annaka	安中市
⑥	フードバンクぬまた	沼田市	⑫	フードバンクたまむら	玉村町



① フードバンクまえばし (運営：NPO 法人三松会)



○基本情報

住 所：〒371-0026 前橋市大手町2-18-7
電 話：027-226-1591 / FAX：027-226-1592
メール：maebashifb@gmail.com
設立年：2017年(※前橋市から運営委託)



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他 (生活雑貨等)
○ (賞味期限 1 か月以上)	△ (要相談) 企業のみ	△ (要相談) 企業のみ	×

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

前橋市役所社会福祉課またはまえばし生活自立相談センターにご相談ください。

<団体の方>

当フードバンクに直接、ご相談ください。

○「フードバンクまえばし」からのメッセージ

「フードバンクまえばし」で提供する食品は、食品関連企業や団体のフードドライブ、個人の方からの食品を募って、市内の食品が必要な個人・福祉団体に届けています。

この活動は食品企業・団体・個人の方の協力なしでは成り立ちません。どうぞご支援のほどよろしくお願いいたします。

②中央ライフ・サポートセンター (運営：一般社団法人中央ライフ・サポートセンター)



企業からの寄附食品を入荷したところ



出荷に向けての荷造り



宅急便で全国の施設、団体に送付



施設等での寄附食品の活用状況



環境省のグッドライフアワードで実行委員会特別賞「環境と福祉賞」を受賞(2018年11月)

○基本情報

住 所：〒371-0007 前橋市上泉町1852-5
 電 話：027-269-2501 / FAX：027-269-2593
 メール：clsc.rd@gmail.com
 設立年：2010年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他（生活雑貨等）
○ (賞味期限2か月以上)	○	○	○

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

—

<団体の方>

覚書を取り交わした施設や団体等に食品等の情報を提供します。その情報を見て希望の食品を出していただき、個々の施設等への配送は宅急便でお送りします。

○「中央ライフ・サポートセンター」からのメッセージ

中央ライフ・サポートセンターの食べることで「食品ロス」等を削減する活動は、廃棄物の排出量・最終処分量、温室効果ガス、水資源の使用量削減、焼却時のエネルギーロス削減等環境負荷低減効果が大きい活動です。

本業を通じた社会貢献活動として「食品ロス」を活用していただき、「自分よし、相手よし、社会よし、孫子よし、地球よし」の「五方よし」を目指しています。食品等は寄附先に届くまで全て専門の物流企業が業務として取り扱い、食品以外のものも含め、ほとんど全ての商品を扱えるので、今後、環境省が提唱している「サステナブルファッション」の分野にも取り組みたいと考えています。

③ フードバンクM・高崎 (運営：社会福祉法人みどの福祉会)



新町商会マスコットキャラクター
(高崎市)が見学に来ました。



業務用冷凍庫を助成金で購入



映画「もったいないキッチン」
食品ロスを考える

○基本情報

住 所：〒370-1301 高崎市新町333
 電 話：0274-42-0111 / FAX：0274-42-7609
 メール：day@midono.jp
 設立年：2020年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他（生活雑貨等）
○ (賞味期限2か月以上)	△ (要相談)	○	○

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

行政などの仲介者がいる場合は事前の情報を仲介者から聞いてから来所していただきます。
 SNSなどで調べて下さった方には来所時に簡単な面接をします。繰り返し支援が必要な方には行政の窓口を紹介しています。

<団体の方>

非営利活動団体は支援対象としています。

○「フードバンクM・高崎」からのメッセージ

食品ロス削減×生活困窮者支援の支え合い活動を念頭にワンストップ窓口を目指します。
 各月でフードパントリー(ひとり親家庭限定予約制)を行っています。
 自立支援が目標なので必要な方に必要な量をお渡し、安心な生活が送れるように関係機関とも連携します。

④ フードバンク桐生 (運営：桐生市福祉課)



○基本情報

住 所：〒376-8501 桐生市織姫町1-1
電 話：0277-46-1111 / FAX：0277-45-2940
メール：fukushi@city.kiryu.lg.jp
設立年：2018年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他（生活雑貨等）
○ (賞味期限2か月以上)	×	×	×

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

2週間に一度、桐生市役所にてお渡し。(緊急対応を除く)

<団体の方>

お渡しする食品に応じて、桐生市役所での場合と直接お渡しに伺う場合があります。

○「フードバンク桐生」からのメッセージ

桐生市役所が直営でフードバンクの運営を行っています。
食品の提供やご相談等何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

⑤ フードバンクおおた (運営：太田市社会支援課)



○基本情報

住 所：〒373-0025 太田市熊野町2-8
電 話：0276-25-0611 / FAX：0276-55-6260
メール：foodbankota@sunfield.ne.jp
設立年：2016年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他（生活雑貨等）
○ (賞味期限2か月以上)	×	×	×

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

太田市に居住し生活に困っている方は、先ず「自立相談支援センター」に相談してください。

<団体の方>

—

○「フードバンクおおた」からのメッセージ

当フードバンクは、生活困窮者への相談機関である「自立相談支援センター」と連携し、生活困窮者に食品支援をしています。

⑥ フードバンクぬまた (運営：NPO 法人利根沼田地域ボランティアセンター)



○基本情報

住 所：〒378-0044 沼田市下之町892-8
 電 話：0278-22-1760 / FAX：0278-23-6498
 メール：gottaku@po.kannet.ne.jp
 設立年：2019年(※NPO法人は2004年設立)



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他 (生活雑貨等)
○ (賞味期限 1 か月以上)	△ (要相談)	△ (要相談)	×

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

沼田市社会福祉課または沼田市社会福祉協議会にご相談ください。

<団体の方>

賞味期限 1 か月以内のものについては、ごったく広場から団体にお渡しできますので、ご相談ください。

○「フードバンクぬまた」からのメッセージ

食品の寄附はごったく広場(平日10:00～17:00、12～2月は16:00閉店)で常時受け付けています。量が多い場合は、保健福祉センターで受け取る場合もありますので、ご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、フードバンクの利用が増えています。よろしくお願いいたします。

⑦フードバンク北関東 (運営：NPO法人三松会)



活動拠点



ひとり親家庭への食品配布会



毎週木曜日の食品配布会

○基本情報

住 所：〒374-0074 館林市高根町109
 電 話：0276-52-8188 / FAX：0276-49-6915
 メール：kitakantoofb@gmail.com
 設立年：2010年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他（生活雑貨等）
○ (賞味期限 1 か月以上)	△ (要相談)	△ (要相談)	○

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

食品の取次ぎ協力をしている行政機関・支援団体がフードバンクの利用が必要だと判断した場合、取次ぎ団体を通じて食品を提供します。

<団体の方>

福祉関連の施設・団体で、営利を伴わない活動に対して、福祉活動に利用できる食品を提供します。

○「フードバンク北関東」からのメッセージ

当団体は「困っている方をたすけよう！」を活動理念として活動しているNPO法人です。

フードバンク北関東では、食品ロスの削減と地域の地産地消、生活困窮者の自立を支援しフードセーフティネットの構築を目指しています。

⑧ フードバンクしづかわ (運営：NPO法人いこい)



フードバンク外観



フードパントリー



理事長



スタッフ



スタッフ

○基本情報

住 所：〒377-0003 渋川市八木原646 三国クリスチャンチャペル

電 話：070-7772-3568 / FAX：0279-24-7530

メール：npo.zion@cb4.so-net.ne.jp

設立年：2019年(※NPO法人は2004年設立)



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他(生活雑貨等)
○ (賞味期限1か月以上)	○	○	×

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

フードバンク専用電話 070-7772-3568 までご連絡ください。

窓口 火・金曜日 午後1時～午後5時

水曜日 午後1時～午後6時半

土曜日 午前9時～午前12時

<団体の方>

来所される前に、フードバンク専用電話 070-7772-3568 までご連絡ください。

○「フードバンクしづかわ」からのメッセージ

フードバンクしづかわでは、食品やお金の寄附、ボランティアにご参加いただける方や企業様を募集しています。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、食品ロス削減イベントとして、フードパントリーを始めました。さらに子ども食堂に発展させるよう取り組んでいます。是非とも、ご協力をお願いします。

⑨ フードバンクふじおか (運営：藤岡市福祉課)



○基本情報

住 所：〒375-8601 藤岡市中栗須327(藤岡市福祉課)

電 話：0274-40-2297 / FAX：0274-22-5592

メール：hukushi3@city.fujioka.gunma.jp

設立年：2021年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他 (生活雑貨等)
○ (賞味期限 2か月以上)	×	×	△ (要相談)

○食品の配布方法 (受取方法)

<個人の方>

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受けている生活困窮者が対象となります。福祉課地域福祉係、自立相談支援機関へお問い合わせください。

<団体の方>

子ども食堂の活動を支援しています。

○「フードバンクふじおか」からのメッセージ

フードバンクは、「もったいない」を生活困窮者への援助や、子ども食堂の活動支援につなぐとともに、食品ロスの削減にも大きな役割を果たします。

地域が支え合い共生していく将来を次世代の人々につなげるため、皆様のご理解ご支援をよろしくお願いいたします。

⑩ フードバンクゆかり (運営：NPO 法人介護情報館)



活動拠点



スタッフ

○基本情報

住 所：〒370-2452 富岡市一ノ宮1654-2
電 話：0274-67-7023 / FAX：0274-67-7024
メール：matsumoto@hosoya.or.jp
設立年：2021年



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他（生活雑貨等）
○ (賞味期限 1 か月以上)	○	○	○

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

当フードバンクに直接、ご相談ください。

<団体の方>

当フードバンクに直接、ご相談ください。

○「フードバンクゆかり」からのメッセージ

令和3年4月に設立し、土曜・日曜を除く毎日ボランティアに協力いただき、活動しております。特に、店舗で売れ残った品質に問題ない野菜を土曜・日曜を除く毎日、フードバンクに集め分別し、即日提供しています。

このことから、賞味期限間近の食品でも受け入れ可能となります。食品ロス対策としての成果と、必要な方に早く届けることを心がけています。支援を求める方が増加しており、設立間もないので、食品寄贈等のご支援をよろしくお願いいたします。

⑪ ふ～どばんく annaka (運営：安中市社会福祉協議会)



○基本情報

住 所：〒379-0116 安中市安中3-19-27
電 話：027-382-8397 / FAX：027-382-8396
メール：anshaky@ag.wakwak.com
設立年：2021年(※安中市から運営委託)



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他(生活雑貨等)
○ (賞味期限2か月以上)	×	△ (要相談)	△ (要相談)

○食品の配布方法(受取方法)

<個人の方>

まずは、相談をお願いします。生活状況を聞かせていただき、必要な家庭に渡しています。(配達もしています)

<団体の方>

当フードバンクに直接、ご相談ください。

○「ふ～どばんく annaka」からのメッセージ

生活の自立が大変な方を対象に食品を渡しています。生活状況を聞かせていただき、食品を渡すだけでなく、生活の自立に向けて相談も受けています。

交通手段のない方や相談がある方には、配達しています。コロナ禍で、生活に困っている人が増加していますので、食品提供してくれる企業を募集しています。よろしくお願いします。

⑫ フードバンクたまむら (運営：NPO 法人おたがいさま)



○基本情報

住 所：〒370-1132 佐波郡玉村町下新田208-4 ふるハート交流館内

電 話：090-3260-5211

メール：foodbank.tamamura@gmail.com

設立年：2021年(※玉村町から運営委託)



ホームページ

○取扱い食品

常温食品	生鮮食品	冷蔵・冷凍食品	その他 (生活雑貨等)
○ (賞味期限 2 か月以上)	△ (要相談)	△ (要相談)	○

○食品の配布方法 (受取方法)

<個人の方>

玉村町在住の方のみ対象。役場 1 階 3 番窓口にて相談後、フードバンク事務所前にてお渡しします。

<団体の方>

随時、担当者様と協議の上決定します。

○「フードバンクたまむら」からのメッセージ

フードバンクの仕組みに特化したシステムを導入し食品などを管理しております。常に行政と情報共有を行いながら連携して運営しています。支援の必要な団体や家庭に皆様の想いを届けさせていただきます。支援が必要な方はまずは相談してみてください。

4 フードバンクに食品を寄附したい方

県内の各フードバンクでは食品の寄附を受け付けています。
フードバンク活動には多くの方々の協力が不可欠です。
皆様のご協力をお願いいたします。

○寄附できる食品の例

賞味期限が1～2か月以上残っているもの
常温保存可能で、未開封のもの

- ・米、餅、菓子類、防災備蓄食品
- ・レトルト食品(カレー、中華の素、ソース等)
- ・インスタント食品(ラーメン、スープ、味噌汁等)
- ・乾物(そば、そうめん、パスタ、乾燥わかめ等)
- ・調味料(砂糖、塩、ケチャップ、マヨネーズ等)



※生鮮食品、冷蔵・冷凍食品については、フードバンクで対応が異なるため、事前に各フードバンクにご確認ください。

×寄附できない食品の例

- ・賞味期限が過ぎている食品
- ・賞味期限の記載の無いもの(米・砂糖は除く)
- ・アルコール類(みりん、料理酒は除く)
- ・開封されたもの、包装が破損し食品が外気に触れてしまうもの
- ・商品説明が外国語のみのもの

○フードバンクへの食品寄附に要する経費の税制上の取扱いについて

フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入することができる場合があります。詳しくは、国税庁または農林水産省のホームページをご確認ください。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm>



農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf



5 フードバンクから食品支援を受けたい方

フードバンクから食品支援を希望される方は、各フードバンクで対応が異なるため、最寄りのフードバンクにご相談をお願いします。

6 フードドライブとは

フードドライブとは、家庭で余っている食品を学校や地域、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉施設や団体、フードバンクに寄附する活動です。

フードドライブの流れ

フードドライブ実施主体は、家庭や企業などで余っている食品の寄附を呼びかけ、集まった食品を、フードバンクに引き渡します。

フードバンクは、食品を一時的に保管し、支援を必要としている人や団体(福祉施設や子ども食堂など)へ食品を提供します。



※フードドライブ実施主体が福祉施設・団体等へ直接、食品を提供する場合があります。

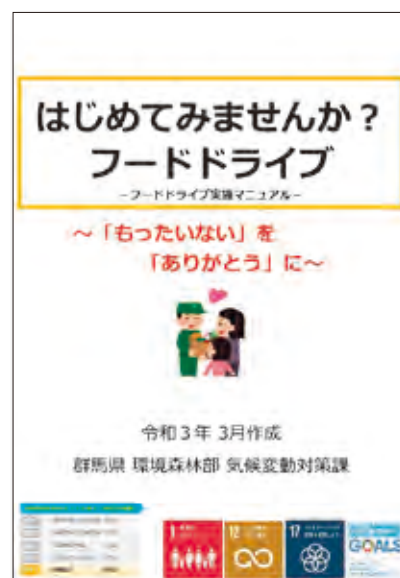
フードドライブ実施マニュアル

群馬県庁では、フードドライブを定期的実施しています。

これまでのフードドライブの実績に基づき、実施手順や注意点等をまとめた「フードドライブ実施マニュアル」を作成しました。

本マニュアルは県ホームページからダウンロードできますので、是非、ご活用ください。

<https://www.pref.gunma.jp/contents/100191206.pdf>





2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

- 宣言1 自然災害による死者 「ゼロ」
- 宣言2 温室効果ガス排出量 「ゼロ」
- 宣言3 災害時の停電 「ゼロ」
- 宣言4 プラスチックごみ 「ゼロ」
- 宣言5 食品ロス 「ゼロ」



本冊子に関する
お問合せ先

群馬県 環境森林部 気候変動対策課

電話番号：027-897-2751 FAX 番号：027-223-0154

メールアドレス：kikouhenka@pref.gunma.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.gunma.jp/04/cp01_00006.html

